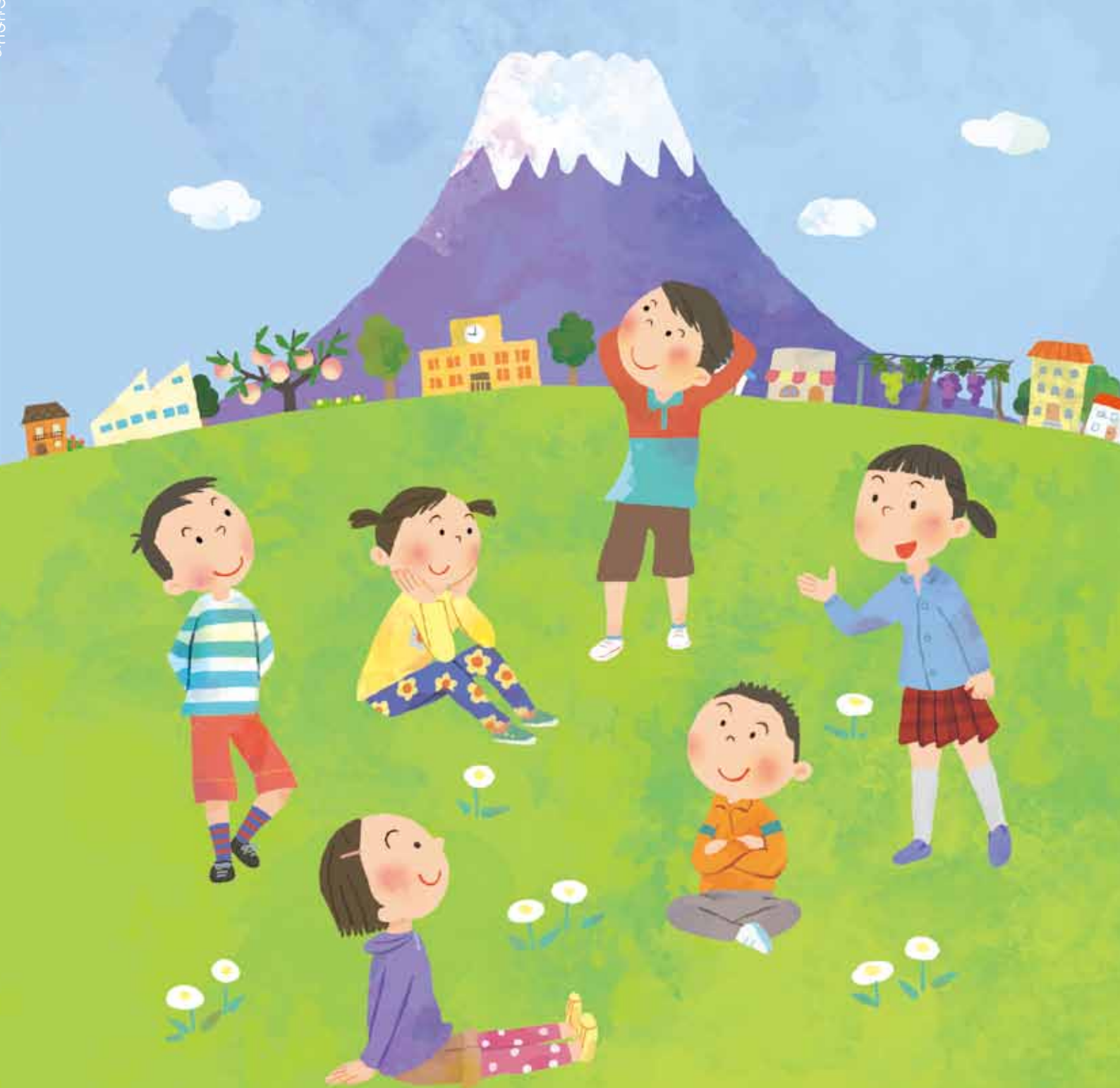


はじめての消費者教育

～小学校における指導のために～



山梨県

はじめに

平成24年12月の「消費者教育の推進に関する法律」(略称「消費者教育推進法」)の施行を受け、県では、平成26年3月に「やまなし消費者教育推進計画」を策定しました。この計画においては、「小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進」を重点施策のひとつとしています。

学校教育の中で、発達段階に応じた消費者教育の推進にあたり、このたび、小学校における消費者教育の推進の手引きとして、「はじめての消費者教育～小学校における指導のために～」を作成しました。

この冊子が小学校における消費者教育の一助となれば幸いです。

目次

冊子の使い方	1
「消費者教育の推進に関する法律」と「やまなし消費者教育推進計画」の抜粋	1
消費者教育に関連する小学校学習指導要領の項目(主なものを抜粋)	3
1 小学校における消費者教育の指導	
(1) 買い物の社会的な意味	4
(2) 消費者市民社会の形成に向けた情報の紹介	8
(3) 買い物をするとき	10
2 消費者教育の授業づくり	
(1) 消費者教育の体系イメージマップ	14
(2) 消費者教育ポータルサイト	15
(3) 既存の教材を活用した授業づくり <低学年 / 生活・総合・特別>	17
(4) 大学生が考えた授業(フェアトレードって何だろう～あなたの行動が世界を救う～) <中学年・高学年 / 家庭・社会・総合・特別>	18
3 授業で使える「山梨の教材」	
(1) 「山梨のぶどうづくり」から学ぼう～ぶどう農家をインタビュー～ <中学年・高学年 / 家庭・社会・総合・特別>	24
(2) 「もったいない！」食べ物のムダをなくそう～食品ロス削減に向けた県内の消費者の取り組み～ <中学年・高学年 / 家庭・社会・総合・特別>	34
4 山梨県県民生活センターの「出前講座」	
(1) 出前講座の実績	40
(2) 小学校向け講座の紹介「小学生のネットトラブル」	41
(3) 出前講座の申込み方法	43
5 「山梨県金融広報委員会」の小学生向け活動紹介	44

<資料> 消費者教育の体系イメージマップ



「富士の国やまなし観光キャラバン隊長」
武田菱丸

冊子の使い方

この冊子は、小学校で消費教育を始めるにあたっての取組の視点と、家庭科、社会科、総合的な学習の時間、特別活動などの教科・領域で、「幅広く活用できる」「すぐに使える」教材を取り上げて作成したものです。

この冊子の本文や、本文で紹介されているワークシート、パワーポイント、写真(動画としてホームページに掲載しているものもあります)、動画などは、県民生活センターのホームページ「やまなしの消費者教育」に掲載しています。また、その内容は、随時更新していく予定であります。

(資料の活用例)

- ワークシート → そのまま印刷、あるいは一部を修正して使用
(この冊子には、解答例が入っています)
 - パワーポイント → 解説時の補助教材
 - 写真やイラスト、動画のコマ撮り → 拡大してパネル資料、ワークシートへの貼付、配付資料への貼付
 - 動画 → 授業の導入、課題設定、学習のまとめ
- この教材を使った実践事例やご意見・ご感想などを、県民生活センターにお寄せください。今後の掲載内容の更新に反映させ、授業づくりに役立つ教材となるようさらに充実を図っていきます。

「消費者教育の推進に関する法律」と 「やまなし消費者教育推進計画」の抜粋

法律の全文、推進計画の概要と本文は、県民生活センターのホームページ「やまなしの消費者教育」に掲載してあります。

消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

消費者市民社会とは

「消費者教育推進法」第2条にある消費者教育の定義として、次の2つが併記されています。

- 1 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育
- 2 消費者が主体的に「消費者市民社会の形成」に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことです。

「消費者市民社会」のキーワードは
公正かつ持続可能な社会の形成だね。



私たちはみな消費者です。もちろん子どもたちも消費者です。子どもたちに、自分たち一人一人の毎日の消費行動が、日本国内だけでなく海外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを、自覚させていくことが必要となります。特に先進国であるわが国の消費者には、倫理的な消費（例えば、環境に配慮し、不当に安価な労働力で作られた商品などでない公正な取引によって提供される商品を購入するなど）、つまり、自分のことだけではなく周りの人々のことを考えながらの消費行動が求められています。

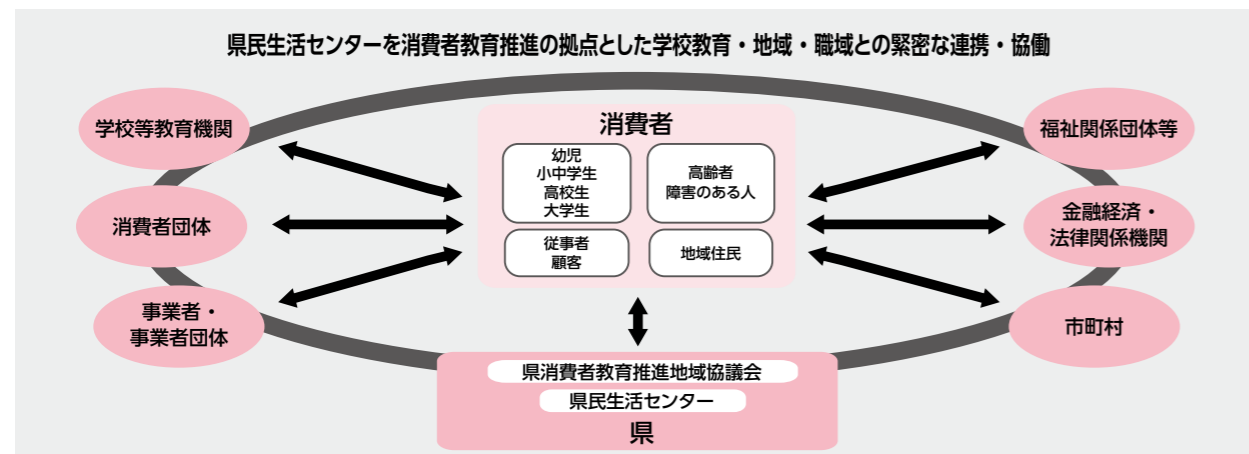
「やまなし消費者教育推進計画」の概要（抜粋） ～公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者教育の推進～

計画の策定

- (趣旨) 様々な主体との連携・協働による消費者教育の総合的・体系的な推進
 (計画の位置づけ) 消費者教育推進法 (H24.12)、消費者教育基本方針 (H25.6) に基づく法定計画
 (計画の期間) 平成26年度～平成29年度 (4年間)

重点施策

- 重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進
消費者被害に遭うリスクが高い高齢者等に対する消費者教育の充実、消費者団体、福祉関係者などと連携した高齢者等を見守るネットワークの構築
- 重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進
児童生徒の発達段階に応じた消費者教育、金融広報委員会等との連携強化



消費者教育に関連する小学校学習指導要領の項目（主なものを抜粋）

<低学年期>

●第1学年・第2学年「生活科」

目標 (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域のよさに気づき、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

●第1学年・第2学年「道徳」

内容1 (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

内容4 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。

<中学年期>

●第3学年・第4学年「社会科」

目標 (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

●第3学年・第4学年「道徳」

内容1 (1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

内容2 (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。

内容3 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

<高学年期>

●第5学年「社会科」

目標 (2) 我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようにし、我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心をもちようとする。

●第6学年「社会科」

目標 (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々とともに生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

●第5学年・第6学年「家庭科」

内容D 身近な消費生活と環境

(1) 物や金銭の使い方と買い物について、次の事項を指導する。

ア 物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること。

イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。

(2) 環境に配慮した生活の工夫について、次の事項を指導する。

ア 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫できること。

●第5学年・第6学年「道徳」

内容1 (1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。

内容2 (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

内容3 (2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。

内容4 (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

内容4 (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。